



北見西ロータリークラブ会報

2022～2023年度クラブテーマ

《コミュニケーションとふりかえり》

■創立日 昭和46年4月29日(1971/4/29)
 ■承認日 昭和46年5月27日(1971/5/27)
 ■例会場所 ホテル黒部(7条西1丁目)
 ☎23-2251
 ■毎週木曜日 12時30分～13時30分
 ■事務局 ☎25-2824

■会長 窪之内 覚 ■会長エレクト 齊藤伸一郎
 ■副会長 西村 清一 ■幹事 佐藤 尊人



イマジン
ロータリー

第2500地区ガバナーテーマ

「ともに紡ごう！ロータリーの未来へ」

第2430回例会

2023年1月26日(木)

ホテル黒部

本日のプログラム

役員・各委員長半期報告

会長・幹事

第2429回 例会記録

2023/1/19

会長挨拶

窪之内会長



寒いですね、今週末は大寒波が襲ってくる予報で、大荒れにならなければいいなと思っています。二日程前なのですけれども、我が家に帰りましてらうちの妻が、「お父さん、お父さん、大変だよ」と家にシマエナガが来たと言うのです。先日卓話していただきました桜の会、ホテルの里の中島さんの所の金刀比羅山にくるシマエナガが我が家にも来て、凄いな、やっと報われたなと、20年間も餌をやり続けているので来るようになったんだなと思いましたが、餌は食べていきませんでしたのでガックリきました。今年は、このような少しほっこりする一年であってくれるといいなと、そのように思っています。

幹事報告

佐藤幹事

- 1) 本日18時より「クラブ協議会」を開催させていただきますので、出席義務者の各委員長様方々におかれましては出席の程、お願い致します。尚、急遽欠席される委員長様が居りましたら副委員長様の代理出席をお願い致します。代理出席の場合は私までご報告くださいませ。
- 2) 本日例会終了後、理事会を開催いたしますので、役員・理事の皆様ご出席の程、よろしくお願い致します。
- 3) 次週例会の26日ですが、今年度IM開催ホストの斜里RC会長・幹事がPRの為、未訪されますのでよろしくお願い致します。

天気  (例会時) 最高気温 -7℃



昼食

豚肉の四川風ピリ辛炒め
 蟹焼売 サラダ
 スープ ザーサイ ライス
 杏仁豆腐 コーヒー

■ニコニコボックス 市村親睦活動委員

丸茂会員

会員の皆様今年もよろしくお願い致します。

伊東会員

誕生祝ありがとうございました。

目黒会員

誕生日のお祝いありがとうございました。

山本会員

夜間例会ご協力ありがとうございました。

松浦会員

誕生祝ありがとうございました。

川島会員

結婚祝いただきました。ありがとうございます。

野呂会員

本年もよろしくお願い致します。

千葉会員

本年もよろしくお願い致します。

小嶋会員

誕生祝ありがとうございました。

委員会報告

R 財団委員会 野呂委員長

国際ロータリー財団から窪之内会長へポールハリスフェローの表彰と記念のバッジが届いておりますのでお渡しいたします。



■ 1月の誕生日 松浦(章)親睦活動委員

渡辺(和)会員、与野木会員、菊地会員、松浦会員、田辺会員、鈴木会員、小嶋会員、伊東会員



■ 1月の結婚祝 松浦(章)親睦活動委員

川島会員、岡花会員、岡村会員

職業奉仕月間に因んで

プログラム

ゲスト卓話「安心して60歳・65歳をむかえるための定年後の継続雇用制度の導入について」

熊谷年金労務相談事務所 社会保険労務士 熊谷 奈緒子 氏 職業奉仕委員会



近江職業奉仕委員長より講師の紹介の後、熊谷奈緒子氏より「安心して60歳・65歳をむかえるための定年後の継続雇用制度の導入について」と題し、卓話をいただきました。

本日は、職業奉仕委員会の担当例会で、ゲスト卓話をすることにしました。

本日の卓話の講師の先生をご紹介します。

熊谷年金労務相談事務所 社会保険労務士の熊谷奈緒子さんです。

熊谷さんは、ご出身は北見のお隣の津別町で、2013年に社会保険労務士試験に合格された後、社会保険

労務士事務所の勤務を経て、2019年熊谷年金労務相談事務所をご出身の津別町で開業され、その後、2021年8月に現在の北見市山下町に事務所移転されております。

ちなみに、熊谷さんは私の北斗高校時代の同級生です。

昨年末に、熊谷さんの事務所にお邪魔して卓話のお願いをしたところ、快く引き受けてくださいました。

その時に、西ロータリークラブには経営者の会員が多いという話をしたところ、少しでも皆さんの関心の高いテーマをということで、本日のテーマで卓話を用意いただきました。

本日は、社会保険労務士の立場から「安心して60歳・65歳をむかえるための定年後の継続雇用制度の導入について」と題しまして、ご講話をお願いしたいと思います。

もくじ
1. 定年制度とは
2. 定年を定める場合の年齢について
3. 高齢者雇用確保措置について
4. 高齢者就業確保措置について
5. 雇用確保措置と就業確保措置の比較
6. 70歳までの就業確保措置Q&A
7. 希望者全員を対象とする継続雇用の例外基準
8. 対象者基準とは
9. 65歳以降も働く際の基準
10. 対象者基準の具体例
11. 高齢者雇用はすべての社員へのメッセージ

1) 定年制度とは
定年制度とは・・・ 会社があらかじめ定めた年齢に労働者が達したときに、労働契約を終了させる制度
・多くの会社が定年制を採用。 ・定年年齢は60歳を下回ることは原則× ・就業規則への定年に関する事項の記載は義務。 定年年齢も定めておく必要あり。

1) 定年制度とは
1986年 (S61) 60歳の努力義務 (昭和61年10月1日施行)
1994年 (H6) 60歳定年の義務化 (平成10年4月1日施行)
2000年 (H12) 高齢者雇用確保措置導入の努力義務化 (平成12年10月1日施行)
2004年 (H16) 高齢者雇用確保措置導入の義務化 (対象者基準を認める) (平成18年4月1日)
2012年 (H24) 希望者全員の65歳までの継続雇用を義務化 (平成25年4月1日施行)
2020年 (R 2) 70歳までの高齢者就業確保措置の努力義務化 (令和3年4月1日施行)

